

# 説明資料

〔資産課税（相続税・贈与税）〕

令和4年11月8日（火）

財務省

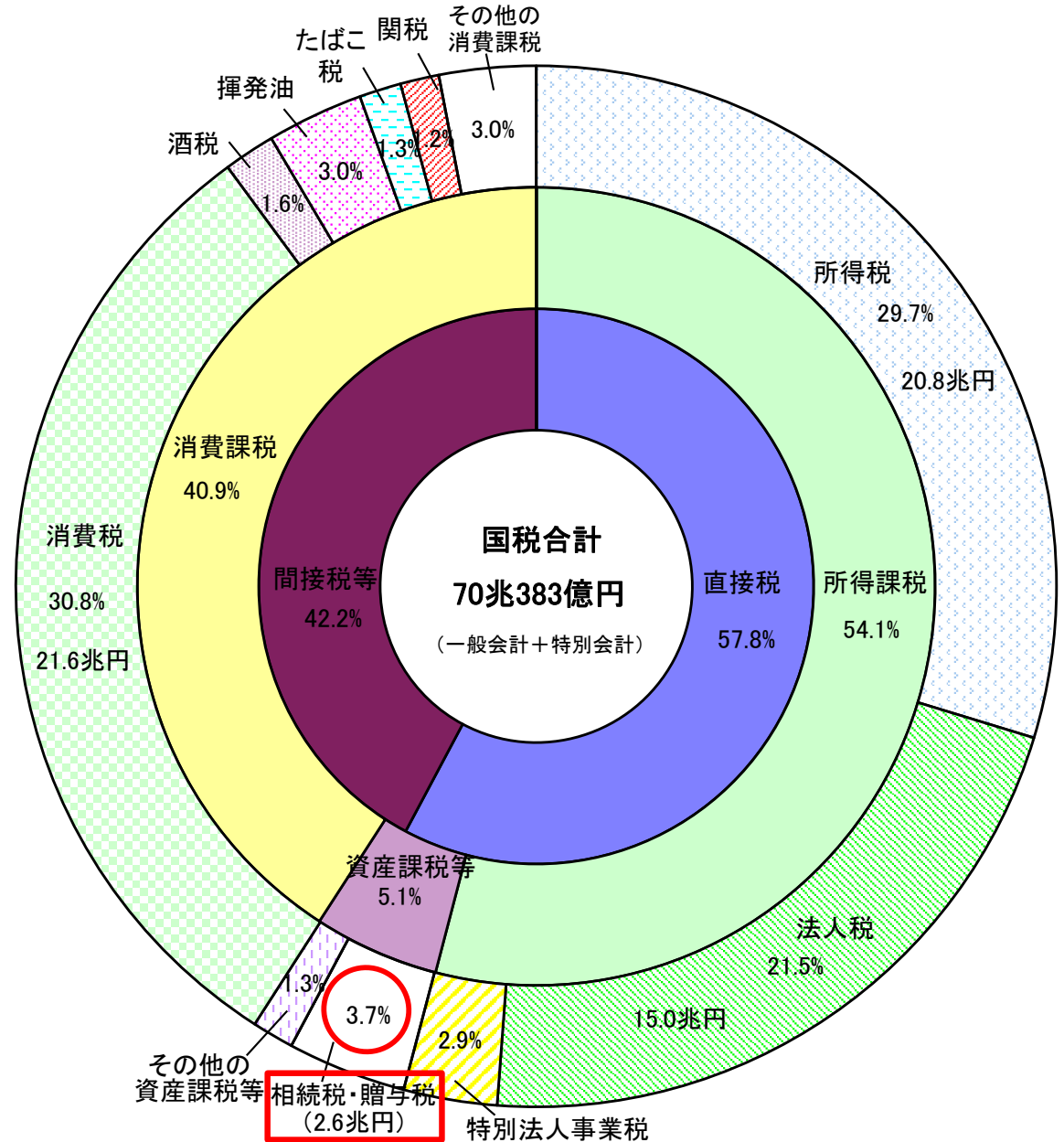
- 1 相続税・贈与税の現状**
- 2 相続税・贈与税をめぐる経済社会情勢
- 3 資産移転の時期の選択に、より中立的な税制の構築

# 国税の税目及び税収の内訳

所得課税	所得税★ 法人税★ 地方法人税★ 地方法人特別税★ 復興特別所得税★
資産課税等	相続税・贈与税★ 登録免許税 印紙税
消費課税	消費税 酒税 たばこ税 たばこ特別税 揮発油税 地方揮発油税 石油ガス税 航空機燃料税 石油石炭税 電源開発促進税 自動車重量税 国際観光旅客税 関税 とん税 特別とん税

(注) ★印は直接税、無印は間接税等

国税の内訳 (令和4年度予算額)



# 相続税の概要

- 相続税は、相続（又は遺贈）により財産を取得した個人に対して、その財産の取得時における時価を課税価格として課される税

## ■ 計算方法

相続財産の合計額から 債務・基礎控除額を控除した残額を 法定相続分で按分した金額に対して、累進税率を適用して相続税の総額を計算（法定相続分課税方式）

- 基礎控除 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人数
- 税率 10%から55%までの累進税率（8段階）

## ■ 課税状況

	死亡者数・課税件数等				課税価格		相続税額		
	死亡者数	課税件数	課税件数割合	被相続人1人当たり法定相続人数	合計額	被相続人1人当たり金額	納付税額	被相続人1人当たり金額	負担割合
令和元年	1,381,093人	115,267件	8.3%	2.74人	158,021億円	13,709万円	19,759億円	1,714万円	12.5%
令和2年	1,372,755人	120,372件	8.8%	2.73人	164,106億円	13,633万円	20,928億円	1,739万円	12.8%

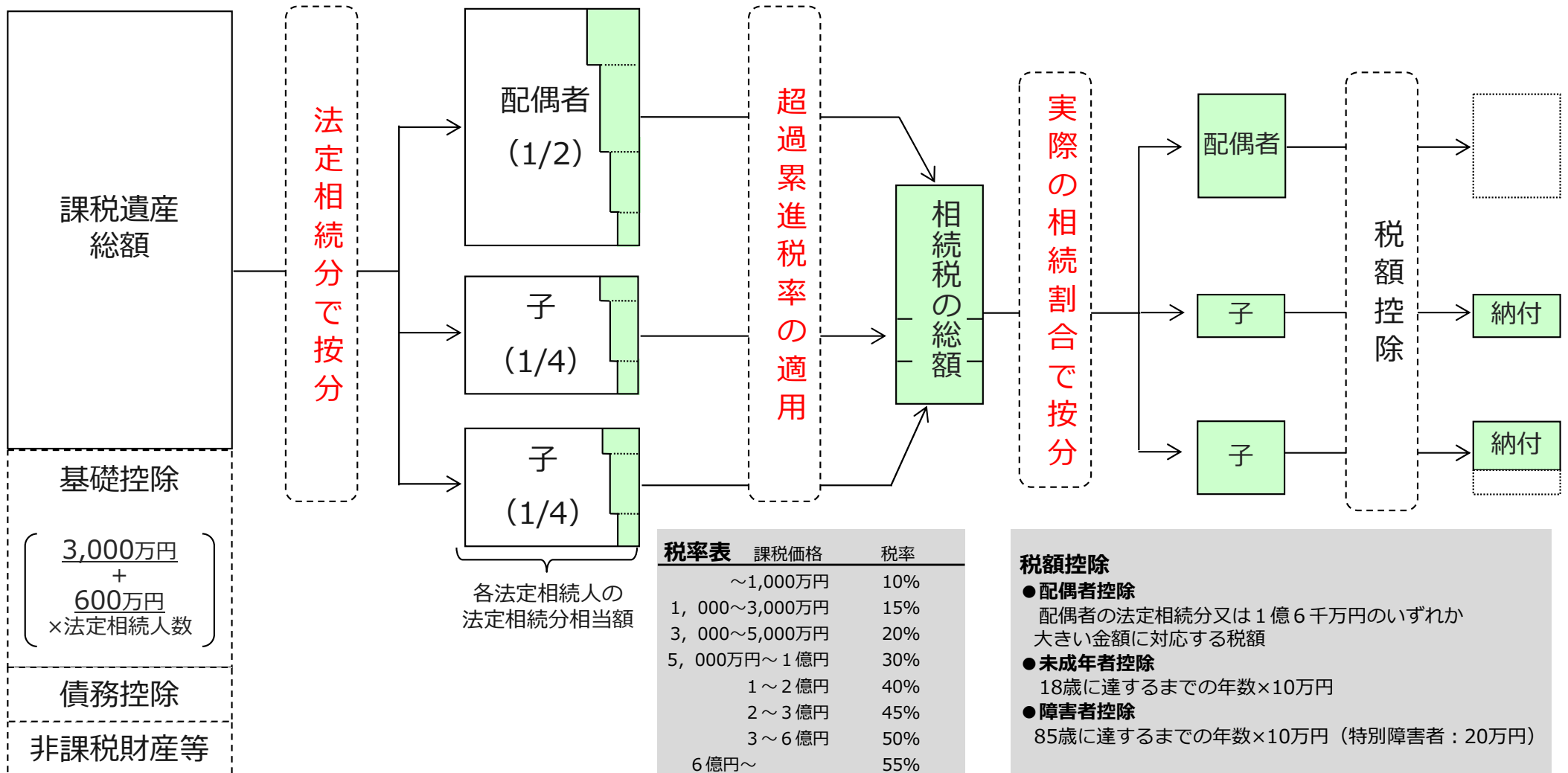
- (注) 1 “死亡者数”は「人口動態統計」(厚生労働省)により、その他は「国税庁統計年報書」による。  
2 “被相続人1人当たり法定相続人数”は、当初申告ベースの計数である（修正申告を含まない）。  
3 “課税件数”は、相続税の課税があった被相続人の数である。  
4 “課税価格”及び“納付税額”には更正・決定分を含む。また、“納付税額”には納税猶予額を含まない。

# 相続税の計算の仕組み

- 我が国では、課税遺産総額と法定相続人の構成・数によって「相続税の総額」を計算し、それを各人の取得財産の額に応じ按分して税額を計算する方式（**法定相続分課税方式**）が採られている。

## 相続税の総額の計算

## 各人の納付税額の計算



# 地価の推移と相続税の改正

